

調査の概要

1 調査の沿革

昭和 25 年 2 月に、F A O（国際連合食料農業機関）が世界的規模で提唱した「1950 年世界農業センサス要綱」に沿って「1950 年世界農業センサス」を実施して以降、10 年ごとに F A O が作成する「世界農業センサス要綱」に基づいて世界農業センサスを行うとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施してきた。

一方、林業センサスは、昭和 35 年から 10 年ごとに実施してきたが、2005 年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降 5 年ごとに実施している。

今回の 2015 年農林業センサスは、農業センサスとしては 14 回目、林業センサスとしては 8 回目の調査となる。

2 調査の目的

農林業構造統計（統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

3 調査の根拠

統計法、統計法施行令（平成 20 年政令第 334 号）、農林業センサス規則（昭和 44 年農林省令第 39 号）に基づいて行った。

4 調査期日

平成 27 年 2 月 1 日

5 調査の体系

(1) 農林業経営体調査

- ・個人、組織、法人などを対象として、農林業経営を把握するために行う調査
- ・調査体系
農林水産省-都道府県-市区町村-指導員-調査員-調査対象
- ・調査方法
調査対象による自計調査

(2) 農山村地域調査

- 全国の市区町村や農業集落を対象として農山村の現状を把握するために行う調査
- 調査体系
 - (市区町村調査)
 - 農林水産省-地方組織-調査対象(市区町村)
 - (農業集落調査)
 - 農林水産省-地方組織-調査員-調査対象(農業集落)
- 調査方法
 - (市区町村調査)
 - オンライン又は往復郵送による自計調査
 - (農業集落調査)
 - 調査対象による自計調査又は調査員による面接調査

6 調査の対象地域

全国(東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域(平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域である。)を除く)

7 2015年農林業センサスの変更点

我が国の農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、円滑かつ効率的に実施するために、調査方法の改善及び調査項目等の見直しを行った。

【農林業経営体調査における主な変更点】

- (1) 実査期間の拡大
 - 冬季における調査員の安全確保を図るため、従来の実査期間を1か月前倒しして、平成26年12月中旬から平成27年2月末日までに変更した。
- (2) 調査方法の見直し
 - 調査客体の利便性の向上及び調査の効率化を図るため、一部の地域においてオンラインによる報告を導入した。
- (3) 調査項目の新設・追加
 - 工芸農作物、野菜類及び果樹類の品目別の作付面積の把握
 - 異業種からの資本金・出資金の提供に係る調査項目の拡充
 - 農業生産関連事業の売上金額規模と事業ごとの割合の把握

- 常雇いの年齢別人数の把握
 - 経営方針の決定に対する女性の参画状況の把握
 - 林業経営の受委託面積の把握
- (4) 調査項目の廃止
- 調査客体の記入負担の軽減を図る観点から、1世帯複数経営に関する調査項目を廃止した。